

第8回教育委員会定例会会議録

平成27年8月25日(木)

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	城 所 久 恵
	委 員	高 橋 宏
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 指 導 支 援 課 長	金 子 真 吾
	指 導 担 当 課 長	市 川 晃 司
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	本 多 孝 裕
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	荒 西 岳 広
	指 導 主 事	植 木 淳

午後 2 時 0 0 分開議

【是松教育長】 皆さん、こんにちは。一時猛暑を振りまいておりました夏の勢いも、やっとここで陰りを見せ始めましたけれども、逆に気温がかなり下がっております。気温の変化で体調等崩さないように十分お気をつけいただきたいと思います。

また、各教育委員におかれましては、8月4日、臨時会におきまして、平成28年度からの中学校使用教科書の採択をしていただきまして、まことにお疲れさまでございました。本日は、通常の定例会となっております。

それでは、平成27年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を山口委員にお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

【山口委員】 はい。

【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第46号、第20期国立市図書館協議会委員の解嘱及び委嘱について、それから、議案第47号、臨時代理事項の報告及び承認について、これは、中身としては教育委員会事務局職員の退職等に伴う人事の専決を行わせていただいたものでございますが、この報告と承認について。それから、議案第48号、教育委員会職員の人事異動について、これは9月1日付け人事の内示に伴うものでございますが、3件とも人事案件ですので、秘密会とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 それでは、審議に入ります。

議題(1) 教育長報告

【是松教育長】 では最初に、教育長報告を申し上げます。

7月22日水曜日の第7回定例教育委員会以降の教育委員会の子な事業について、ご報告申し上げたいところですが、1日前に戻りまして、7月21日の報告で漏れがございますので、そこから始めさせていただきます。大変申しわけございません。

7月21日火曜日でございますが、夏休み中の事件・事故防止の啓発として、28日まで市内5地域を各1回、管理職が車で巡回しながら、家庭や地域に夏休み中の子どもたちの事件・事故の防止、見守りについて、スピーカーをお願いをしました。これは前期になりますので、後ほど後期分も出てまいります。

7月23日木曜日に給食センター運営審議会を開催いたしました。

7月24日金曜日には、立川第一小学校におきまして市部の教員公募説明会が開催されております。

同日、第4回の国立市教育リーダー研修会を開催いたしました。講師に多摩教育事務所指導課長の宇田剛氏をお招きし、学校の課題把握とその解決策ということで講演をいただいた後、学校別の経営会議の演習等を行ったところでございます。

7月26日日曜日に第22回の文化芸術講演会を福祉会館ホールで開催いたしました。NHK事業部との共催になりますが、「生命大躍進～脊椎動物進化の道筋」ということで、国立市在住でもございます国立科学博物館の名誉研究員の山田格先生にご講演をいただきました。

7月28日火曜日、社会教育委員の会を開催いたしました。また、同日は第1回の第二小学校特別支援学級開設協議会を開催しております。

7月29日水曜日に、この日より2泊3日で、青梅市におきまして初任教員の宿泊研修会を実施しました。対象教員は11名でございました。

7月31日金曜日、平成26年度の教育費決算審査が、週明けの8月3日まで行われました。

8月1日土曜日、この日より9月末まで、公民館の空調関係の工事をスタートさせております。現在、工事中でございます。

8月3日月曜日、国立市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたしました。

8月4日火曜日には、先ほど申し上げましたが、第1回臨時教育委員会を開催し、中学校教科用図書採択を行っていただきました。

8月5日水曜日に、「くにたちの教育」第140号を発刊しております。

8月7日金曜日、この日より8月16日まで、一般の児童生徒、市民向けに一小、三小、四小、二中の学校プールの開放を行っております。

8月11日火曜日に公民館運営審議会を開催いたしました。

8月17日月曜日、小学校5年生の野外体験教室がスタートいたしました。この日より2泊3日で、清里周辺で野外体験教室を開催しておりますが、順次2校ずつ実施しております。現在、六小、八小が清里のほうに行っております。明日26日から28日にかけて最終組であります二小、七小が実施してこの事業が終了するところとなっております。

8月19日水曜日に都市教育長会がありました。

8月21日金曜日に文化財保護審議会を開催いたしました。また、この日より、先ほど申しましたように、夏休み中の事件・事故防止啓発巡回の後期を21日まで実施いたしました。

こちらには書いておりませんが、今の段階で夏休み中の事件・事故の報告は入っていない状況でございます。なお、8月27日木曜日からは、中学校で2学期が始業することになっております。

教育長報告は、以上でございます。

それでは、ご意見、ご感想等がございましたら、よろしく願いいたします。

高橋委員、お願いいたします。

【高橋委員】 今、教育長のお話にもありました国立市中学校教科書採択について、簡単に感想を述べたいと思います。

私たち教育委員は、9教科の教科書を一冊一冊閲覧しながら、国立市の中学生が学ぶ教科書はどれが最もふさわしいのか。また、中学校の先生たちはどの教科書で教えたいのか、いつも考えながら見ておりました。5月から始まった調査研究委員会、そして審議会。その審議結果の報告を受けて8月の臨時教育委員会において、中学校教科書の採択が行われたところです。

調査研究委員の方々、金子教育指導支援課長をはじめ、各校長先生のご苦勞に感謝したいと思います。私たち教育委員は、市民各層のいろいろな考えを受けとめながら、教育現場の意向を尊重し、国立市の子もたちの学習に適した公正な教科書採択ができたと思っております。

以上です。

【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

山口委員。

【山口委員】 教科書採択は、ずっと大きな事柄でやってきましたので、その後、空白といたらあれですが、今、高橋委員が言われたように、全力を注いでやってきたということ振り返らせていただきました。

幾つか質問ですが、もし、わかればいいのですが、7月19日に広島とシンガポールに行く者の壮行会を行って、広島は8月4日から6日、シンガポールはその前にはもう、帰ってきていたと思うのですが、何か情報が入っていれば、様子をお聞かせ願えればと思います。報告会が今月末にあると思うのですが、お願いします。

先ほど教育長からもありました、今のところ、特に大きな事件・事故はないということですが、それも含めて夏休み中の子どもたちの様子や学校の様子、野外体験教室の状況を、天候が不順になってかわいそうかなと思うのですが、お聞かせ願えればと思います。

初任教員宿泊研修会が7月29日から行われまして、毎年充実した内容でやられていると思いますが、先生方の様子などご報告いただければと思います。

あと、公民館で今、空調設備の工事が行われていると思いますが、そのことに関しての様子と進捗状況、市民の方の反応などがあれば、お聞かせ願えればと思います。

質問が多くなってしまいました、よろしく願いいたします。

【是松教育長】 ありがとうございます。

広島、シンガポールはどなたか。教育次長、お願いします。

【宮崎教育次長】 広島、シンガポールにつきましては、予定どおりの日程でとり行われました。

広島の派遣事業につきましては、出発前に1名、体調がよくないということで、親御さんに迎えに来ていただいて、参加しなかったと聞いています。天候にも恵まれて、非常にいい内容で行ってこれたと聞いておりますが、詳細につきましては、山口委員からもございましたが、8月30日の午後に報告会がありますので、そちらに参加した上で、内容等をよく聞いていただければと思います。無事、何事もなく、滞りなく行ってきたという報告を受けたところでございます。

以上でございます。

【山口委員】 ありがとうございます。

【是松教育長】 続きまして、夏休み中の学校を中心とした状況、あわせて野外体験教室の状況等の報告を荒西指導主事、お願いします。

【荒西指導主事】 夏休み中の学校につきましては、今のところ、大きな事故等の報告はありません。パトロールで見回っても、市内は落ちついた状況であることがうかがえました。

野外体験教室につきましては、8月17日から28日まで、順次実施しているところです。約600名の小学校5年生が、宿泊行事を清里方面で実施しています。現在は、六小と八小が実施しているところです。既に実施しました一、三、四、五小につきましては、急な体調不良等で欠席者はおりましたが、現地に向かった児童につきましては、向こうで体調不良になるということで帰宅する児童はおらず、皆、元気に帰ってきている状況です。

当初、現地は非常に暑くなるのではないかとということで、熱中症等心配されたのですが、曇りの天候が続き、夜はキャンプファイヤーができなかった学校がありました。しかしながら、概ね予定どおりの行程を実施することができております。今後、台風が来ている状況で、残りの二小、七小が出発するわけですが、運よく台風はそれている状況なので、今のところ予定を変えることなく実施する予定です。

以上です。

【是松教育長】 ありがとうございます。

続きまして、初任教員宿泊研修会の様子について、植木指導主事。

【植木指導主事】 それでは、初任教員宿泊研修会について、説明をさせていただきます。

青梅市のおくたま路をお借りして、2泊3日で実施してきました。3日間を通して「問題解決的な学習を重視した授業づくりに向けて」を大きなテーマとして取り組んでまいりました。

1日目には、研修生がそれぞれに持ち寄った自身の授業を撮影したVTRを見合い、改善点などについて協議いたしました。また午後は、東京都教職員総合健康センターから4名の臨床心理士を招き、個別面談を行いました。また、教員のストレスマネジメントについてのお話も、その後、いただきました。

2日目には算数、それから理科・生活、体育・保健体育の三つの分科会に分かれまして、最終日に行われる模擬授業の検討、準備を行いました。

3日目は、午前中に国立市学校支援センター酒井特別支援教育アドバイザーから、保護者対応についてのロールプレーを含めた講義・演習をしていただきました。その後、三つの分科会の模擬授業と協議を行いました。

宿泊研修を通して、初任者同士の交流が大変深まり、活発に意見交流を行う姿が見られました。初任者からは、「日ごろは、授業づくりについてなかなか相談することができないが、人の意見を聞いて、それを自分の授業づくりに生かすことができ、大変有意義であった」という声がありました。

協議の様子を見ていまして、大変活発に質問や意見が出てまして、非常に感心したところです。また、内容が多く詰まっていたのですが、時間をきちんと守って行動しており、研修時間後も節度ある行動をとれていたのではないかなと思いました。この宿泊研修で得た多くの刺激を胸に、2学期以降も自己研さんに励んでくれるのではないかと考えております。

以上です。

【是松教育長】 最後に公民館。公民館長。

【石田公民館長】 公民館の熱源機器の取りかえ工事ということで、工期としましては5月8日から11月30日まで、8月1日から9月30日までの2カ月間については、全面休館ということで対応させていただいております。地下階にある熱源機器の発生装置と、屋上階にあるクリーニングタワーという水を巡回する機械を撤去、新設するというので、今ほぼすべてが撤去されており、今後、部品を細分化して地下階に機器を入れて組み立てることになると思います。工事は若干の遅れはありますが、ほぼ順調に進んでいる状況です。

周囲の方からのお問い合わせなどにつきましては、「施設を予約したいのですが」といった電話もあり、そのようなときは改めて「2カ月間休館です」というお話をさせていただいております。

代替施設については、8月は八小で二つの教室を開放しています。9月は、商工振興株式会社のコミュニティールームと空き事務所を借用させていただいて、開放する予定です。

8月については、概ね30%弱の利用状況です。音楽が出せないとかダンスができないとか、一部、活動に関しては制約がありますが、9月になると、もう少し緩やかな開放ができるかと思っております。

出張講座等も今、南市民プラザや北市民プラザ、福祉会館などで実施している状況ですので、引き続き実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【是松教育長】 山口委員、よろしいですか。

【山口委員】 はい。

一つだけ、初任者の先生たちは、ここが同期の仲間みたいなものですから、温かく見守るということではありませんが、励みになるだろうと思うので、指導のほうよろしくお願ひしたいと思います。

【是松教育長】 ほかにいかがでしょう。城所委員。

【城所委員】 先ほど、高橋委員が教科書のことをお話になっていたの、私も感想を一言。

みんなで力を合わせてやってきたような気がして、きょう、臨時会があつて1カ月も経っていないのですけれども、とても久しぶりの会だなというような思いがしています。

教科書は、どれが一番いいのかということで選ばせていただいたのですが、学校で先生方と子どもたちが、それを使って楽しんで授業をしてくれることが何より一番だと思いました。「わかるって楽しい」と思えば、「やろう」という気になると思うので、選んだ教科書を有効に使っていただけることを願っています。

感想ですが、今、初任者研修のことをお伺ひしたのですが、教室で孤軍奮闘するというのが先生方のお仕事だと思うので、なおさら、先ほど保護者対応のロールプレイングをされたということですが、自分よりも年上の方にいろいろ対応しなくてはいけない状況というのは、戸惑うことも多いかと思ひます。同期と一緒に話ができる、他校にもそういう仲間がいるということは、今後、教員として仕事をしていく上で、心強いのではないかなと思ひます。

初任者は、最初は熱意に燃えて頑張るので、燃え尽きないように長い目で見ていただければなと思ひます。

先日、公民館の講座に参加させていただいて、内容はちょうど今話題になっている憲法がテーマでした。その日はちょうどあちこちで、イベントがいろいろあつたため、多くの参加者の方とはご一緒できなかったのですが、憲法に限らず白か黒か、いいか悪いかということをお決せず、教えられたことを自分なりにもんでみて、自分はどこに立っているのかということをお発見する機会になつていくといいのかなと思ひました。

非常にわかりやすい先生で、おもしろかつたです。講師の方をお決してお呼びするご苦勞はあるかと思ひますが、いろいろな機会をお公民館でつくつていただけることは大変ありがたいなと思ひました。

質問をお一つさせていただきたいと思ひます。

二小の特別支援学級の開設準備が進んでいると思ひます。今回、市報でも大々的に1ページで取り上げていたり、「国立の教育」のほうでも報告をお見させていただいたのですが、保護者の方からのご意見などが、もしあれば紹介していただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

【是松教育長】 それでは、二小の特別支援学級の開設に向けての準備について、市川指導担当課長。

【市川指導担当課長】 それでは、二小の特別支援学級の開設協議会について簡単に、まず説明をおさせていただきます。

本協議会は、平成28年度に国立二小に開設する自閉症、情緒障がいをお対象とする特別支援学級について、さまざまな立場の方がさまざまな観点から協議をお行ひ、在籍する児童一人一人の教育的ニーズにこたえるための教育課程の編成をお行ひすることを目的としておいます。

役割として幾つかあるのですが、主なものとして一番大きいところが、来年度から開設しますので、今申し上げたように教育課程届の作成ということになります。2点目としては、施設・設備、まだ工事に入つておいませんので、その検討。3点目が、備品や消耗品の検討。さらには、保護者の説明会や開級式をおいたしますので、そのあたりの検討。これが大きな柱かなという気がいたします。

委員としては、これも多岐にわたっておりまして、当然、二小の校長先生を初め、プロジェクトチームの方がまず入ります。次に、専門的な見地からということで、特別支援学級、既に設置されている固定と通級の担任の方にも1名ずつ入っていただいています。後は、教育アドバイザー、就学前からとしては発達支援室の職員、施設・設備関係から建築営繕課の方、教育総務課長を初め担当の方、そして最後に教育指導支援課ということで、いろいろと知恵を出し合いながら、よりよい学級になるように努めているところです。

開設協議会は年間4回を計画していきまして、先日、第1回を開催して自己紹介をし、その後、教室の場所の確認を行いました。そして、協議会の目的や役割、年間計画について私のほうから説明をさせていただき、さらに、5月に先進校の視察ということで文京区のほうを訪れましたので、その報告を二小の教員からしてもらいました。

保護者の何名かとお話をする機会があったのですが、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、できるだけ同じ場で学ぶことを追求しつつも多様な教育の場を用意することで、その時点でもっともふさわしい場所の確保というのでしょうか。その二つを同時並行的にやっていただきたいと。多様な学びの場ということでは、二小に固定の特別支援学級が設置されることはありがたいという声をいただきました。

9月早々に各通級指導学級の保護者会がありますので、一部の時間をお借りして、もう少し詳しいお話をさせていただきたいなというように思っています。

以上です。

【城所委員】 ありがとうございます。

【是松教育長】 よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 それでは、よろしければ教育長報告を終わりにして、報告事項に入らせていただきます。

議題(2) 報告事項1) 国立市小・中学校における情報モラル教育について

【是松教育長】 報告事項1、国立市小・中学校における情報モラル教育についてに入ります。私のほうから、この報告を行うに当たっての背景、あるいは子どもたちの情報の取り扱いの現状について、少しご説明をさせていただきます。

先般、大阪府高槻市で中学1年生の男子生徒、女子生徒が殺害されるという痛ましい事件が起りましたが、あの事件の中でついこの前まで小学生だった子どもが、中学生になったとはいえ、夜間外出や徘徊を繰り返していた。特に女子生徒のほうは、夜遅くまでSNSを使って友達とやりとりをしていたということで、中学生になりますと親離れが進む一方で、ソーシャルネットワーキングサービスを本格的に使うようになってきます。そのことが子どもの交友関係や行動を、親や学校に見えづらくしているというような状況があります。SNSという便利なものができた反面、情報機器の発達に学校の対応もなかなか追いついていけない。子どもたちの動向把握が難しいという状況が生まれているところです。

そうしたこともありますので、今、国立市、あるいは国立市だけでなく、全国的に小中学校の児童生徒の携帯・スマホ等の使用状況等について、その使用がどういった弊害をもたらすのかをご認識いただいて、その上で、国立市はどういう情報モラル教育を行っているのか現状を知っていただきたい

と思います。

それでは、お手元に「国立市立小中学校児童生徒の携帯・スマートフォンの所有率」という資料がございますが、ここから現状についてお話をさせていただきます。

まず、国立市立小中学校の児童生徒の携帯・スマートフォンの所有率ですが、個別に調査したものはありませんが、平成 26 年度の全国学力・学習状況調査の中からの数字がありました。平成 26 年度の調査では、小学校 6 年生で 10 人中 6 人が、つまり 60%が携帯・スマートフォンを所有している。それから、中学校 3 年生においては 82%が所有しているという結果が出ております。

このうち、スマートフォンをどのくらい持っているのかということになりますと、国立市だけのデータがありませんでした。ただ、平成 27 年 6 月に民間情報セキュリティメーカーが調査した結果が報道されておりまして、注目を浴びておりますけれども、その調査によりますと全国的に携帯電話・スマートフォンを所有している児童生徒のうち、スマートフォンの使用率というのが小学校高学年の 4 年生から 6 年生で 40.8%に達しているということです。中学生の場合は、50%を超えて 62.1%の子どもがスマートフォンを使用しているという状況です。特に注意を必要とするのは中学生の女子の使用率が 69.9%、70%に近くなっているという状況です。

こうした中で、携帯電話やスマートフォンにフィルタリングをどのくらい使っているのかという状況も調査しておりまして、小学校高学年では全体で 40%、中学生では 54.5%にとどまっている状況だそうです。スマートフォンの使用率の調査とともに、今後の意向調査というも行っておりまして、ここには載せておりませんが、今使用していない児童生徒も行く行くは、今ある携帯電話をスマートフォンに変えていきたいという意向が強い状況です。

一つ問題がありまして、携帯電話の延長線上でスマートフォンに切りかえていくということですが、実際、スマートフォン自体が携帯電話と違いまして本格的なインターネット接続機器になっています。これまでは家庭でノート型パソコンやデスクトップというような大型の接続機器がないとつなげなかったインターネットが、手軽に親のいない、見ていないところでできてしまうところに大きな問題があります。スマートフォンの持つ問題性というのは、インターネットの利用に伴うトラブル、危険及び過度な利用による弊害ということに集約されています。

3 枚目の資料は、青少年がインターネットを利用するに際してどういったトラブルや危険、弊害があるのかということをおもて東京都の青少年治安対策本部がまとめたものですが、五つの落とし穴があるということで書かれています。

1 点目は、有害情報の存在ということでインターネットの中にはアダルトサイト、暴力的なサイト、薬物に関するサイト等、有害になり得る情報が存在しているということです。

2 点目は、情報の拡散性ということで書き込んだ個人情報等が悪用されて、複数のサイトに転載されて拡散していくということ。

それから、氏名等を詐称した人物からの接触要求や、無料と信じたサービス等が有料となつてだまされる危険性があるということ。

それから、他人の悪口等の書き込みをつい行ってしまふ。匿名であるがゆえに、法令に触れる書き込み等を安易にしてしまふ可能性がある。

最後に、これが今一番問題となっておりますが、依存傾向が強まり、深夜に長時間利用することによって生活習慣等へ悪影響が出てしまふといった問題です。

次の資料を見ていただいて、これは内外教育からの抜粋ですけれども、先ほどの調査を行った民間

情報セキュリティメーカーが作成した調査結果が載っています。

6 ページ、右側のページの中段の終わりのほうですけれども、子どもたちの携帯・スマホの1日当たりの使用時間が平均3時間となっています。小中学生では1時間未満が多いのですが、高校生になると男子が4.1時間、女子は7時間に上ります。それから、15時間以上と回答した女子は、9.7%とほぼ10人に1人となっており、起きている間はほとんど携帯・スマホが手放せなくなっている様子を裏づけているということです。利用時間も全体で最も多いのが午後6時から9時ですが、高校生の女子では、午前0時から3時との回答が24.3%、4人に1人を占めているということで、これは男子高校生においても16.5%、6人に1人が深夜まで使っていたという結果が出ています。

彼らが行っているのは、ほとんどがSNSと言われるものですが、その中で使用頻度の高いアプリケーションソフトを調査しておりますが、圧倒的に無料通話、メールアプリができるLINEが61.8%と突出しています。続いて、ツイッターが29.6%という順になっているということです。

次の資料をめくっていただきまして、実は、子どもたちが行っているスマホでのLINEの問題ですけれども、平成26年度は、警察庁が発表したところによりますと、このLINE等のコミュニティサイトに起因する犯罪被害に遭う子が非常に多くなっている状況が報告されています。それまでは、出会い系サイトに起因して犯罪被害に遭う児童生徒が多かったのですが、それが逆に減少しているということで、一方、こういったコミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童生徒が増加している状況です。

これは、出会い系サイトにつきましては、平成15年に施行された出会い系サイト規制法、これは略称ですけれども、その法律の効果が発揮し始めておりまして、その分、出会い系サイトからなくなる一方で新たなコミュニティサイト、いわゆる先ほどの出会い系アプリやスマホの無料通話アプリのID交換掲示板等にこういったものもぐり込んできている状況だと言われています。

平成25年下半期のコミュニティサイトに起因する児童被害の福祉事犯ですけれども、この特徴としては、被疑者の犯行動機は児童との性交渉を目的とした接触が9割以上を占めているということです。また、アクセス手段としては、スマートフォンを含めた携帯電話を使った事犯が9割以上を占め、そのうち、スマートフォンを利用した事犯が全体の約8割と報告されています。当然ながら、被害児童は、サイト利用について保護者から注意を受けていなかったというのが約6割、フィルタリング未加入の児童については、9割を占めていたということが警視庁からの報告で出ております。

このように、SNSに伴う犯罪に巻き込まれる率が高いということですが、次の資料を見ていただきますと、これは福井県の安全環境部が行った調査の結果ですが、単に事件に巻き込まれるだけではなく、SNSのトラブルが頻発しているということで、軽易なトラブルも多いということです。

「 」の三つ目に、トラブルに巻き込まれたと回答した人を対象に行ったアンケート結果が出ておりますが、「フェイスブックに勝手に写真をアップをされた」とか、「LINEで既読・返信を強要され、気まづくなった」、「ツイッターで勝手に写真をアップされた」、「ツイッターで言い合いになった」、「LINEで突然仲間外れにされた」といったようなトラブルも多くなっていると報告されています。

1枚目にお戻りいただきまして、要点のうちの「青少年のインターネット利用に伴うトラブル・危険及び過度な利用による弊害」と「最近のSNS(LINEを中心とする)トラブルの状況」というものをお示ししましたけれども、さて、これにどのような対応をしていったらいいのかということになります。

その下の「・」で書かせていただいたところに集約されていると思いますけれども、何よりもそういった機器を安全・安心に使えるように、インターネットリテラシーの向上が急務だということです。これは「使うな」と言えるものでもありませんし、これからますます使用頻度は高くなっていきます。使用するに当たっては、それだけの有益性や利益性がある反面、リスク、危険性があるということを重々に理解するということが必要です。万が一、そういったリスクに出会ったときには、そのリスク対応の能力がきちんと身につけているということが、機器を扱う上で必要なリテラシーになってくるということです。

一方、先ほどからフィルタリングの問題がありましたけれども、今の機器のフィルタリング機能は、必ずしも完璧なものとは言えるものではありません。非常に限られたフィルタリング機能なので、いろいろな制約がある中で、あえて子どもの希望でつけない家庭も多いと聞いております。もっとフィルタリングの機能性を高めていくことが必要だと言われておまして、これは業者対応になりますけれども、フィルタリング機能の改善をしっかりと行っていくことを政府としても求めていくということに対応しているところです。一方、利用する側もそれを普及させていくことで、利用率の向上を図っていくことが必要であると思います。

それから、非常に大切なことですが、確実な家庭内のルールをつくっていくということ、それをしっかり啓発していくということが必要だと言われています。

この資料の終わりのほうに、東京都がつくった「インターネットガイドブック」があります。非常によくできてまして、家庭あるいは親子で取り組んでいただくといい内容になっておまして、前半の部分はインターネットトラブルの事例が載っています。フィルタリングについてのソフトの紹介もあり、22ページと23ページには家庭でのルールづくりについて載せられています。

このガイドブックは東京都の青少年治安対策本部がつくっておりますけれども、治安対策本部としても、こういった青少年のインターネットトラブルの対応を行ってまして、当然ながら相談等の業務も行っていきます。最後のほうには「答えるネット携帯のトラブル相談」ということで、相談の窓口も設けてますし、また、親子でルールを話し合うためのファミリールール講座というような講座も行っているところです。こうした取り組みを今、家庭内ルールづくり、あるいはその啓発活動ということで行っている状況です。

最後になりますけれども、もう一つ重要なのが、学校における情報モラル教育と情報リテラシー教育を一層充実させるということです。

子どもたちのICT機器の使用状況、トラブルの問題などについて、るるお話ししてまいりましたが、それでは国立市の学校における情報モラル教育等についてどういう状況にあるのか、市川指導担当課長よりご報告させていただきます。よろしいですか。

【市川指導担当課長】 学校における情報モラル教育について、私のほうから説明させていただきます。

学校では、主に四つの柱で指導を行っていると考えます。

一つ目が、年間指導計画に基づいた意図的・計画的な学習による指導です。二つ目が、セーフティ教室の実施による指導です。三つ目が、日常の生活による指導です。四つ目が、教員及び保護者の研修ということで、このそれぞれについて、簡単に私のほうから説明させていただきます。

まず1点目、年間指導計画に基づいた意図的・計画的な学習による指導ですが、別紙「平成27年度 国立市立小・中学校 メディアリテラシー教育実施状況」の表をごらんください。

これは、各校のいろいろな教科・領域等からとり出して、国立市の学校で行っていることをメディアリテラシーの観点から一つの表にしたものであります。

小中学校別に見ていきたいと思うのですが、まず、小学校では主に下から5段目になりますが、社会科の「情報社会に生きる」という単元がありまして、そこでインターネットを利用するときの利点や欠点とそのわけについて、すべての子どもが学びます。

また、表にあるようにこれらはすべての学校ですが、総合的な学習の時間に系統的な学習を進めています。具体的には、紹介カードやプレゼンテーションなどの作成を通してパソコンの使い方、インターネットの有害情報などについて学んでいきます。また、特別活動という分野もありますが、そこにおいて「携帯電話の正しい使い方」というテーマで特出して学んでいる学校もあります。なお、低学年1、2年生においても、お絵かきソフトを使ってパソコンになれたり、電話をかけるときのマナーについて学んだりするなど発達段階に応じた指導をしています。

一方、中学校のほうをごらんください。中学校においては特に技術科、家庭科、社会科です。そこに書かれているように、小学校のときと比べますとより具体的な指導を行っていることがわかりいただけます。これが一つ目の柱です。

二つ目の柱ですが、セーフティ教室の実施による指導になります。東京都では子どもの非行を防止し、子どもを犯罪被害から守るための取り組みとして学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携によるセーフティ教室を東京都内の全校において実施しています。

2枚目をごらんください。これは平成26年度の国立市の小・中学校におけるセーフティ教室の実施状況をまとめたものになります。昨年度の国立市の状況を一覽にしました。一番上の横軸を見ていただくと、セーフティ教室でどのようなことを学ぶのかがわかりになるとと思います。例えば、飲酒防止とか喫煙防止、薬物乱用防止、さまざまな教育課題がある中で、情報モラル教育に関する事項としては黄色の部分「インターネットにかかわるサイバー犯罪防止」、並びに横のピンクの部分「携帯電話（スマートフォン含む）にかかわるサイバー犯罪防止」が挙げられると思います。

国立市では小学校において5校、中学校においては1校、実施していることになっておりまして、各校においても重要事項としてとらえていることがわかるのではないかなと思います。

セーフティ教室は第一部と第二部に分かれてまして、第一部では主に子どもを対象に指導をします。第二部では保護者に参加を促しておりまして、保護者や地域の方への啓発という意味合いも含まれていることとなります。

三つ目の柱について説明をします。三つ目は、日常生活による指導ということになります。今回の寝屋川市のような事件は、夏休みですので2学期が始まってからの指導になると思うのですがけれども、このような事件が起こったとき、または、東京都教育委員会や国立市の教育委員会から、通知が各学校に入った場合には、管理職の指示のもと、朝の会や帰りの会などの機会をとらえて、主に学級担任が発達段階に応じた指導を行っていきます。また、今回のように社会を揺るがすような大きな問題であるときには、校長みずから全校朝会等ですべての児童生徒に訴えるということをほとんどの学校で行っていると思います。

最後に、教員及び保護者の研修についてお話いたします。

教育長の資料にあったのですが、ファミリールール講座というのがありました。講座はいろいろあるのですが、東京都教育委員会のファミリールール講座というのが大変わかりやすいことから、国立市においても数年前の生活指導主任会において、この講座を実施していただきました。各校の生活

指導主任にこのやり方を実感的にとらえていただいて、その後、今現在もこの講座が、各校で積極的に実施されています。

教育長の話にあったように、保護者や地域の方を含めた形で児童生徒を見守っていくということが非常に重要かと思しますので、今後もいろいろな資料等を学校に提供してまいりたいと考えています。

以上で、私からの説明を終わります。

【是松教育長】 国立市立小・中学校における情報モラル教育についての報告でございました。ひとまずこういった現状の報告になりますが、何かご質問やご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

山口委員。

【山口委員】 これは非常に難しい問題で、これから先の社会を考えるととってもいろいろなことが出てくるような気がして、大変な状況になるのかなと思っております。ことしは参加してませんが、昨年、何回かセーフティ教室をのぞかせていただいて、子どもたちは一生懸命参加して聞いていました。ただ、それだけでは十分ではなく、ふだんの先生と家庭とのかかわりやそういったことが複合的に入って効果を出していくのだろうなと思いました。

もう一方で視点を変えて、SNSはコミュニケーションなのか会話なのかよくわからないのですが、実際に面と向かって、手が届く範囲のところでの人間同士のかかわりということのすばらしさをきちんと伝えていくようにしなくてはいけないのかなと改めて思いました。難しいですね。これから先、情報社会ですし、どんどん難しくなるのだけれど、でもやはり、人はそういうものを求めているのだと信じたい部分もあるものですから、仲間とともに一緒にいるということが生きていく喜びになっていくようなこと。その中で救われていく部分も出てくるはずですので、そういったことを念頭に置くことが必要かなとお聞きしながら改めて思いました。なかなか大変ですけれども、地域やいろいろなキーワードを思いながら、何か発展させていくことができないかなというように感じたところです。

以上です。

【是松教育長】 ありがとうございます。ほかにありますか。

城所委員。

【城所委員】 1枚目の資料の要点でまとめていただいたものは、そのものですがけれども、これを一度に全部、急にきょうからということは難しいと思います。

周りの大人ができることというのは、どうしても、子どもたちにルールを守らせるといった対策に走るのですが、身の周りでSNSをしている大人の使い方を見ていると、余りよろしくないと思います。例えば、食事中は親も使わないとか、子どもの見ている前で「私はこのように使っている」というように、大人たちがお手本を見せるだけでも随分違うだろうなと思います。大人が自由に使っていて、子どもにはだめというパターンがいろいろなところで見られるので、子どもに我慢をさせるなら大人も我慢をしなくてはいけないなというのが一つあります。

先ほどの資料の中にもルールづくりが入っていて、子どもと一緒につくることが紹介されていました。大人のほうでルールを決める家庭が多らしく、反発を食らってしまうとか、けんかになってしまふといったことをよく聞きますけれども、与えてしまった以上、そのルールは子どもの中からできたルールでないと効果がないと思います。与えられたルールでは人は動かないと思うので、そこは親なり周りにいる大人たちと真剣にルールをつくっていくということに熱を注いでいただきたいなというように思います。

生まれたときからスマホはあるものとして、下手をすると読み聞かせもスマホですとか、時代が変わって、車内で泣くとすぐにスマホであやす。黙るからいいみたいところで、子どもがぐずると親御さんたちはとても冷たい視線を周囲から浴びるので、それがつらいのでしょうか。だから、子どもが泣いたり騒いだりしても、それは仕方がないと温かく見守る雰囲気を作り出すとか、まだいろいろなことできると思います。

それから、学校で先生方が指導してくださったり、セーフティ教室を実施してくださったりしていますが、大人のほうでは必要だと思っても子どもたちは「1時間、体育館に座っていればいいや」みたいな、熱の差も結構あると思うので、その辺をうまく埋められるといいなというように参加して感じました。実際に子どもたちは、身に振りかからないと分からない。若いときは、そのような感じはありましたよね。自分の身に振りかかって初めて事の重大さを知るとか。大人が出す真剣さと受け手の子どもたちの「必要だな」と思って受け取る気持ち、そこがもうひとつ、かみ合うといいなというのがあります。

高校生を見ると最近ではどう見ても、スマホが体の一部になっている感じですよ。指先にそれがくっついて使っているぐらいの感じなので、改めて機械を使うというような感覚さえもない感じを受けます。そういう感覚を持っている人たちに接していくというのは、大人にとってはいろいろ考えなくてはいけないのだろうなと思います。

後は、先ほどのルールにかかわってくるのですけれども、使う年齢になってから急にルールと言われても難しいと思うので、生まれてからの長年の積み重ねというのが、その年ごろになったときに発揮する力となるのではないかと思います。小さなお子さんがいる方たちは毎日大変でしょうが、信頼関係を築いた上でつくられたルールだったら子どもたちは守ると思うので、先ほど山口委員がおっしゃっていましたが、生のコミュニケーションの場をたくさん踏んでいくということも大事なのではないかなというように、今、報告を聞かせていただいて感想として持ちました。

できることは子どもたちの目の前で、道具に使われない大人でいる方たちがたくさんいるということが、助けになるのではないかなと思っています。

長くなりましたが、以上です。

【是松教育長】 幅広くありがとうございました。今、城所委員のおっしゃられた、小さい子に携帯を持たせるということが、民間の情報セキュリティーメーカーの調査でも問題になっていまして、0歳から9歳におけるインターネット接続端末の使用状況の調査も同時にやっています。私も、何で0歳から9歳における端末使用状況の調査をやるのだろうと思っていましたが、今、城所委員のおっしゃられたとおりです。

先ほどの資料の4枚目の内外教育のところを見ていただきたいのですが、6ページの一番下の段に、子どもをあやすかわりにスマホを持たせる「スマホ子守り」が広がっているということで、子どもに契約の切れた中古スマートフォンを持たせている親が多いということが書かれています。子どもはおもちゃがわりに使っているので、幼児期からさわりなれているわけで、今後、こういった子どもが成長したときにどう対応していくのかということは、ますます難しいのだろうなと思いました。

それから、生の人と人とのコミュニケーションということですが、これも内外教育の7ページの下段にあるのですが、「自分に自信が持てず、人間関係に臆病になるのは、思春期や青年期の特徴である。だからこそ、つながりと安心のコミュニケーションが、子どもたちにとって成長の力となる」というところまではいいのですが、「それが今や、生のコミュニケーションではなくて、簡単

に手に入るネット社会のつながりによって、コミュニケーションの逃げ場・代用・錯覚になっている。それでは、子どもの自立はますます遠のいていってしまうばかりか、ネット社会が自分の居場所だと考えてしまう倒錯が起こってくる」というようなことも指摘されていました。

スマホなどの機器を子どもに与えながら、一方でコミュニケーションをとっていくというのは、難しい問題であると思います。そういった意味で、学校生活の中で子ども同士の触れ合いをつくり上げていくということを、しっかり行っていかななくてはいけないのだろうなと思うところです。

ほかにいかがでしょうか。高橋先生よろしいですか。

【高橋委員】 内外教育に書かれている、これがまさに結論だと思いますね。

【是松教育長】 最近、いじめのアンケートの中にも、LINEで無視されたとか、仲間外れにされたとか、LINEから退会しろと脅迫を受けたというようなことも出てきておりますので、この問題は、これからますますスマートフォンの普及とともに、学校現場でも深刻な問題になっていくと思います。きょうは、そういった事前の認識を深めていただくということで、また、こういった状況にまつわる事案について、今後、ご相談やご協議をしていただくこともあるかと思っておりますので、その際は本日の資料等を参考にしてお願ひしたいと思ひます。

高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 ハイリスクがあるということを日常から口を酸っぱくしてといいますか、私たちが学校現場で訴えていく。それから、親にも啓発していく。そういうことが必要ではないかと思ひます。便利だということはもう皆さん、わかっている。でも、こういうリスクを伴うのだということを覚悟の上で上手に使うことを何遍言っても言い過ぎることはないと思ひるので、絶えず周知していくことが大事ではないかなと思ひます。資料の1枚目に書かれているように、リスク対応能力の習得ということが一番大事になってくるかな。便利なものは簡単に使ってしまう。簡単に悪口を言ってしまうところを解決するために必要かなと思ひます。

以上です。

【是松教育長】 嵐山先生、よろしいですか。

【嵐山委員】 はい。

議題(3) 報告事項2) 市教委名義使用について(4件)

【是松教育長】 それでは、次に報告事項2、市教委名義使用についてに移らせていただきたいと思います。

津田生涯学習課長。

【津田生涯学習課長】 それでは、平成27年度7月分教育委員会後援等名義使用についてです。お手元の資料のとおり、承認4件でございます。

まず、高齢者福祉を考える会主催の「第12回くにたちふれあいコンサート」です。高齢者、特に高齢者独居世帯の方を招待し、生の音楽を聴いて楽しんでもらうことを目的に、平成27年10月27日13時30分より、くにたち市民芸術小ホールにてコンサートと懇親会を行います。入場は無料です。

2番目は、国立大学法人一橋大学主催の「平成27年度一橋大学秋季公開講座」です。今回は、「当事者国から見た第一次世界大戦」をテーマに、平成27年10月10日から全5回の講座を一橋大学国立キャンパスにて行います。講習料は6,400円となっております。

3番目は、くにたち市民オーケストラ主催の「くにたち市民オーケストラ第37回定期演奏会」で

す。音楽愛好家に対する身近な演奏会、児童生徒へ音楽鑑賞機会の提供による地域の音楽振興を目的に、平成 27 年 10 月 18 日 13 時 30 分より、たましん R I S U R U ホールにてクラシックコンサートを開催します。入場料は大学生以上 1,000 円で、前売りは 800 円となっております。

4 番目は、第 60 回くにたち市民文化祭実行委員会主催の「第 60 回くにたち市民文化祭」です。国立市内で活動する各種文化団体及び総合美術展に出展する個人が、日ごろの活動成果の発表を通じ、相互に研さんし、鑑賞する市民との交流を図る機会を目的に、平成 27 年 11 月 1 日から 12 月 6 日までの期間で、公民館、市民芸術小ホールなどにて、市民文化祭を開催します。参加は無料です。

以上、4 件につきまして、教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については承認をいたしました。

以上です。

【是松教育長】 ご報告終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【是松教育長】 それでは、秘密会以外の審議案件は、本日はこれですべて終了いたしました。ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。どのようになりますか。

宮崎教育次長。

【宮崎教育次長】 次回でございますが、9 月 29 日火曜日午後 2 時から、会場はこちらの教育委員室を予定してございます。

【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は 9 月 29 日火曜日午後 2 時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、大変お疲れさまでした。

午後 3 時 0 8 分閉会